

意見の申立て及びその対応

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：教育学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>教育学部 分析項目 IV学業の成果</p> <p>「観点4-2 学業の成果に関する学生の評価」に関する「事実誤認」を指摘する意見申立です。</p> <p>(1) 「教育研究評価に関する評価報告書(案)」(以下「評価報告書案」という。)の「IV. 学業の成果」の判断理由において以下の記述がありました。</p> <p>“「学業の成果に関する学生の評価」については、説明書の記述内容が学生による授業評価アンケートの中の教員の授業力や授業内容に関するものであって、観点「学業の成果に関する学生の評価」の趣旨に沿って、どのような資質能力(例えば、一般的資質や教員資質など)がどの程度身に付いたのか、このことに関する学生自身による自己評価に係わる状況が述べられていない。現況調査表の内容では、教育学部が想定している関係者の期待される水準にあるとは言えないことから、期待される水準を下回ると判断される。”</p> <p>(2) 本学が提出した現況調査表の観点「学業の成果に関する学生の評価」の観点に係る状況及び判断理由においては、以下のように記述しました。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 本申立の趣旨は、「授業評価アンケート」の項目のうち、本観点の判断に対応するものが含まれていることを根拠としているが、当該資料「授業評価アンケート」は、あくまで個別授業科目の評価のための様式であり、学生の満足度や新たな知見の獲得度等の調査に関しても、その個別授業科目の目標や内容との関係にとどまっていると判断される。また、満足度の数値も含めて、その一般性を根拠付ける集計や算出の方法も示されておらず、これだけを持って本観点の要求が満たされているとは言えない。</p> <p>なお、評価の手続きについての意見は、申立の対象としない。</p> <p>また、この観点に関し現況調査表の記載の一部について修正を求めているが、これは認められない。</p>

<p>(観点に係る状況)</p> <p>学生による授業評価アンケート（平成19年度前期・後期の全授業）の結果を踏まえて、教育効果への学生の判断について述べる。各質問項目の結果を資料1-4-2-aに示す。</p> <p>授業のレベル(Q14)については、半数以上が適切であると回答している。Q15（授業から新しい知識や考え方を得たか）やQ16（授業の満足度）などがいずれも高い数値での肯定的な結果を示している。これは、授業を通しての成果と満足すべき達成度を示している。</p> <p>(判断理由)</p> <p>学業の成果に関する学生の評価については、毎年度前期・後期に実施している授業評価アンケートに見られるように、教員の授業力や授業内容についての諸項目・新たな知見の獲得・満足度いずれも80%を超える高い水準であること等から判断した。</p> <p>(3) (2)の現況調査表の「学生による授業評価アンケート」のQ15「この授業から新しい知識や考え方を得ることができたと思いますか？」は、「授業を通じてあなたは新しい知識や考え方を学ぶことができましたか？」の質問で、学生自身の自己評価を尋ねたものであり、Q16「あなたはこの授業にどの程度満足しましたか？」は、「授業に対して、あなたが得た学習成果について、あなた自身が満足していますか？」を質問したもので、学生自身の自己評価を含</p>	
--	--

んだものであります。また、現況調査表の字句表現には、至らぬ部分があったかもしれませんが、Q17の「この授業から教育実践の新たな知見を得ることができましたか？」も、学生の自己評価を尋ねたものであります。

アンケートの名称は「学生による授業評価」とありますが、とりわけQ15とQ17は、「授業内容に関する学生の自己評価」であります。この点、「教員の授業力や授業内容に関するもの」と指摘されているのは、事実誤認と思われれます。

(4) 提示したアンケートは、授業提供者側の考え方や取り組みに対する受講者の評価(Q1 から Q14)とともに、受講者の自己評価 (Q15 から Q17) を含む構成となっています。この学生の授業評価をもとに、教員は授業の改善を図り、同時に学生は自己評価し自分の学習到達度を認識します。

(5) 元々、どのような自己分析をすべきかについては、実績報告書作成要領 29 ページで、観点 4 - 2「学業の成果に関する学生の評価」に関する御説明がありました。

“この観点では、各学年や卒業（修了）時等において学生に身につけさせる学力や資質・能力及び養成しようとする人材像に照らして、学生からの意見聴取の結果等から、教育の成果や効果があがっているかについて把握します。”

“資料・データ例：学業の成果の到達度や満足度を示す調査結

果”

と指定されていました。

説明会等における主な意見と回答
(Q&A) 2 ページの教育水準の間
4 「学業の成果に関する学生の評価」
・・・においては、

“法人評価で重要なことは、法人化によって、いかに教育の質の向上が図られたかという視点です。したがって、学生が在学中の段階であっても、学年ごとの到達度や満足度の調査結果等によって、評価時点の状況を分析することは可能と考えます。つまり、根拠資料・データはアンケート調査だけに限られるものではなく、観点ごとの分析にあたって、大学が評価時点での状況を判断できるものであればよいわけですから。例えば、・・・”

と回答されています。

学生の学力及び資質・能力は、主に授業を通して会得するものであり、その評価で学生が回答した満足度も“学生の自己評価”ではないでしょうか。

Q15 (授業から新しい知識や考えを得たか) と Q17 (授業から教育実践の新たな知見を得たか) がいずれも 90%を超えています。また、奈良県下の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校に対して行った奈良教育大学の教育に関するアンケートの結果 (資料 1-5-2-a) において、「教科に関する学術的知識を備えている」「幅広い教養と専門的知識・

<p>技能を習得している」と過半数が回答していることから、学業の成果についてかなり到達度が高いことが示されています。</p> <p>(6) 手続上の事項に関して、確認したく存じます。</p> <p>(6-1) 評価実施要項 11 ページの「第1節 現況分析部会の作業」の「I 教育の現況分析の方法」の「1 書面調査(1)③」において、以下の記載がありました。</p> <p style="padding-left: 40px;">“書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己分析の根拠となる資料・データが不十分な場合には、各学系部会内で意見を調整した上で、対象国立大学法人等に照会や資料提出を依頼します。”</p> <p>(6-2) 更に、同要項 12 ページの「(2) 分析項目ごとの水準判定」の（水準判定に当たっての留意事項 iv）において、以下のように記載されています。</p> <p style="padding-left: 40px;">“根拠となる資料・データが不足していたり、記述が不明瞭な部分があり分析ができない場合には「期待される水準を下回る」とし、不明な点を「訪問調査時の確認事項」に書き入れてください。”</p> <p>(6-3) 本学が現況調査表に記載した内容で、「観点 4-2：学</p>	
---	--

業の成果に関する学生の評価」に関し、「不明な点が生じず、自己分析の根拠となる資料・データが不十分ではない」との御判断で、(6-1)の「照会や資料提出の依頼」が無く、(6-2)の訪問調査時の確認事項ともされなかったと推察します。しかし、(1)の評価報告書案にあるように、授業評価アンケートが『教員の授業力や授業内容に関するものであって、学生自身の自己評価に係わる状況が述べられていない』と判断されるのであれば、本法人とすれば、(6-1)と(6-2)で評価実施要項として示されていた質問・不足資料照会の手続遂行上の疑問を感じざるを得ません。

- (7) (6-1)、(6-2)での照会があったものとして、改訂した自己分析文書を別紙に示します。今回の追加箇所にアンダーラインを付けました。

学部・研究科等番号・名称：教育学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>教育学研究科 分析項目IV学業の成果</p> <p>「観点4-2 学業の成果に関する学生の評価」に関する「事実誤認」を指摘する意見申立てです。</p> <p>(1) 教育研究評価に関する評価報告書(案)(以下「評価報告書案」という。)のIV.「学業の成果」の判断理由において、以下の記述がありました。</p> <p>“「学業の成果に関する学生の評価」については、現況調査表に記述された内容が、授業内容、カリキュラム、その他(教授陣、履修指導、施設設備等)について、平成16年度に過去5年間の既修了者を対象に実施したアンケート調査の結果のうちの教員の授業力や授業内容に関するものであって、観点「学業の成果に関する学生の評価」の趣旨に沿ってどのような資質能力(例えば、一般的資質や教員資質等)がどの程度身に付いたのか、そのことに関する学生自身による自己評価に係わる状況が述べられていない。現況調査表の内容では、教育学研究科が想定している関係者の期待される水準にあるとは言えないことから、期待される水準を下回ると判断される。”</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、判定と判断理由の一部を修正する。</p> <p>【理由】 平成16年度に修了者に対するアンケート調査を実施して、当該観点が求める相応の成果を得ていることから、判定及び判断理由を以下のとおり修正する。 なお、この観点に関し現況調査表の記載の一部について修正を求めているが、これは認められない。</p> <p>○判断理由 「「学業の成果に関する学生の評価」については、現況調査表に記述された内容が、平成16年度に過去5年間の既修了者を対象に実施したアンケート結果のうちの教員の授業力や授業内容に関わるものが主であるが、観点「学業の成果に関する学生の評価」の趣旨に沿ってどのような資質能力がどの程度身に付いたのか、<u>についても部分的には調査が行われており、相応の結果を得ているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。</u> 以上の点について、教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、教育学研究科が想定している関係者の「<u>期待される水準にある</u>」と判断される。」</p> <p>○判定 「4. 学業の成果」の判定を次のとおり修正する。 「<u>期待される水準にある</u>」</p>

(2) 本学が、提出した現況調査表の観点「学業の成果に関する学生の評価」の観点に係る状況及び判断理由においては、以下のように記述しました。

(観点に係る状況)

平成16年度に、過去5年間の既修了生を対象として、本学大学院教育への評価と人材育成上の効果を検証するため、アンケート調査を実施した。a. 授業内容、b. カリキュラム、c. その他（教授陣、履修指導、施設・設備等）の3つの項目での調査であった。

a. では、「専門知識の習得・教育における現代的課題の分析と対応」が84%の高率で回答された。b. では、「目標に沿っての授業選択できるカリキュラム」が52.1%であった。c. では、「教授陣の充実」が79.7%で回答された。b. の回答率がやや低いのは、夜間コースへの現職教員の修士の履修上及び時間的制約の影響があると考えられる。それでも、少人数教育での内容の濃い演習形式での丁寧な指導が多く、自由記述回答で挙げられている。例えば、「教員と学生の距離が近く、かつ指導力のある教員が充実していること、聞くだけでなく討論形式の授業が多く、主体的に学ぶことができた」との現職教員からの意見があった。

(判断理由)

在学中の学習状況について、平均登録単位数・取得単位数や、1回生・2回生での取得状況を

みると、本学大学院生は、学習意欲が高く、計画的な履修を行っていると言える。さらに、修了状況や教育職員免許状取得状況等を併せると、その成果があがっていると判断できる。

また、修了生アンケート調査の結果から、指導力のあるスタッフからの専門知識の付与や現代の教育課題の据え方・対応の方法論等で充実した教育が展開されていることが分かる。特に、充実ぶりは、少人数での演習形式によるきめ細かい指導で具体化されている。

(3) 現況調査表のa. 授業内容では、「専門知識の習得・教育における現代的課題の分析と対応」の回答は指摘されている“学生の自己評価”であり、(1)での“教員の授業力や授業内容”に該当せず、事実誤認ではないでしょうか。アンケート項目として「授業内容」という用語を用いていますが、提供側の内容構成と受講者の内容理解・把握の2つの観点があります。後者が学生の自己評価に該当します。

(4) 現況調査表の記述において、説明と資料不足であったかもしれませんが、大学院生である現職教員の回答例として「……、聞くだけでなく討論形式の授業が多く、主体的に学ぶことができた」と記したものは、“学生の自己評価”と考えています。大学院生の学力及び資質・能力は、主に授業（修士論文指導を含む）を通して身につけていくものであり、これについては、a. 授業内容の成果に関して、「専門知識の習得・教育

<p>における現代的課題の分析と対応」と80%以上が回答しています。「習得」「対応」等は、学生が身につけた学力や資質・能力を意味しており、かなり達成度が高いことが示されています。</p> <p>(5) 実績報告書作成要領 29 ページの観点 4-2 「学業の成果に関する学生の評価」に関しては、教育学部での意見申立の (5) の前半で記述したとおりであります。また (5) の後半については、現況調査表の記述において説明不足でありましたが、観点 5-2 「関係者からの評価」で示した資料 2-5-2-c 「奈良教育大学大学院に関するアンケート結果②」において、本学修了生である教員に対して、学校管理職の方々より「子ども理解」「教科に関する知識と理解」「学ぶ意欲を高める」等について、教育の成果・効果としていずれも高い評価が示されています。このことから学業の成果としてかなり評価が高いことが理解されます。</p> <p>(6) 手続き的なことに関しては、教育学部の意見申立 (6) の (6-1)、(6-2) 及び (6-3) に記述しており、重複しますので省略いたします。</p> <p>(7) 教育学部の意見申立 (6-1) と (6-2) に示したことの照会があったものとして、改訂した自己分析文書を別紙に示します。追加箇所にアンダーラインを付けました。</p>	
---	--